

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

	改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1 (略) (資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営環境変化対策資金（セーフティネット資金） イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率</p> <p>a 法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 30%</u></p> <p>b 法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 30%</u></p> <p>(ハ) から (ト) まで (略)</p> <p>(3) 経営環境変化対策資金（危機関連対策資金） イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率 年 <u>1. 30%</u></p> <p>(ハ) から (ト) まで (略)</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 経営改善サポート借換資金 イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率</p> <p>a (略)</p> <p>b ロ (ロ) のうち法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 30%</u></p> <p>c ロ (ロ) のうち法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 30%</u></p>	<p>第1 (略) (資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営環境変化対策資金（セーフティネット資金） イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率</p> <p>a 法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 55%</u></p> <p>b 法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 60%</u></p> <p>(ハ) から (ト) まで (略)</p> <p>(3) 経営環境変化対策資金（危機関連対策資金） イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率 年 <u>1. 50%</u></p> <p>(ハ) から (ト) まで (略)</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p> <p>(7) 経営改善サポート借換資金 イからニまで (略) ホ 融資の条件 (イ) (略) (ロ) 融資利率</p> <p>a (略)</p> <p>b ロ (ロ) のうち法第2条第5項第1号から第4号及び第6号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 55%</u></p> <p>c ロ (ロ) のうち法第2条第5項第5号、第7号及び第8号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたものにあつては、 年 <u>1. 60%</u></p>	

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>(ハ) から (チ) まで (略)</p> <p>(8) から (14) まで (略)</p>	<p>(ハ) から (チ) まで (略)</p> <p>(8) から (14) まで (略)</p>

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月18日から施行し、令和元年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱い要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。